

## リースバック自宅の買い取りに注意！

**Q** 一人暮らしをしている。「住宅について有利な話がある」と不動産業者から電話があり訪問を承諾した。すぐに営業員二人が訪ねてきて「自宅に住み続けながらまとまった老後資金を確保できる。固定資産税の支払いもなくなり、修繕費等もかからない。今なら 500 万円で買い取り、売却後は家賃 5 万 5 千円で住み続けられる」と言われた。一人では決められないと断ったが「早く決めないと売れなくなる」とせかされて、夜遅くまで勧誘され、契約書にサインしてしまった。解約したい。

(78 歳・女性)

**A** 消費者が自宅を不動産業者に売却した場合、クーリングオフはできません。契約解除には、手付金の倍額を支払うか、契約条項に基づく高額な違約金が必要となります。「賃貸として住み続けられる」などと勧誘されても、不動産取引は複雑ですので、住む場所がなくなる可能性もあります。一人では対応せず、信頼できる人に相談するなどして取引の内容を理解するまで契約してはいけません。自宅を売るつもりがなければ訪問を許さず、きっぱり断りましょう。

消費生活の  
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2 階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10 時～16 時（年末年始・土日祝日を除く）